阿武隈川ニュース

―阿武隈川緊急治水対策プロジェクト―

第24号
令和7年11月

「阿武隈川上流遊水地群整備事業に係る住民説明会」開催報告

令和7年11月4日～11月10日、3町村（玉川村、鏡石町、矢吹町）地域住民の皆さまへ、遊水地群整備事業に係る説明会を開催いたしました。

説明会では、事業計画の変更（事業費、事業期間）や事業の進捗状況等について説明し、意見交換をさせていただきました。 大変お忙しい中、説明会にご参加いただきました皆さまには、感謝申し上げます。

【報告内容】（説明会資料から抜粋する形で掲載します）

①阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの事業計画の変更 ②用地協議の進捗状況 ③代替地（宅地）整備スケジュール ④令和7年度の工事状況 ⑤埋蔵文化財の状況 ⑥地内利活用試験ほ場の状況 ⑦質疑応答

＊図面等は今後の検討で変更になる可能性があります。

遊水地事業に関して質問やご意見がありましたら、出張所へご相談ください。阿武隈川沿川に住む皆さまの安心・安全な暮らしの実現に向け、治水対策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

① 阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（国：阿武隈川上流）の事業計画の変更

■阿武隈川では令和元年東日本台風（R1.10）による甚大な洪水被害を受け、同規模の洪水に対し堤防からの越水を回避させることを目標に令和2年1月に大規模災害関連事業が採択されました。

■引き続き、遊水地整備等の改良復旧を進めるとともに、物価増等の社会的要因のほか、詳細調査により発生した課題等に対応するため、事業期間を延長し、必要な予算を確保しながら事業を推進してまいります。

■全体事業費

増額　約801億円

変更事業費　約1,800億円 ※工事諸費含む

当初事業費　約　999億円 ※工事諸費含む

■事業期間

期間　5年延長

変更　令和元年度～令和　15年度

当初　令和元年度～令和　10年度

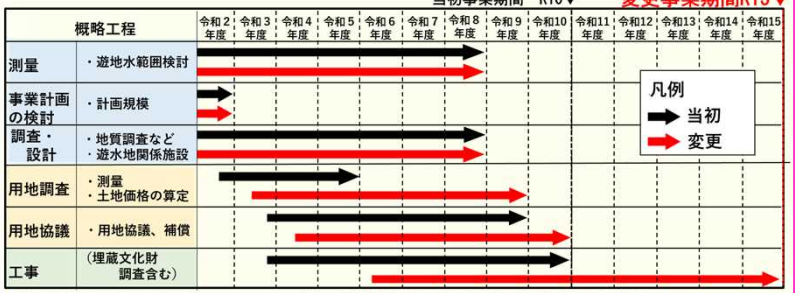
＜変更内容＞

○物価上昇・働き方改革等による増・・・・・・・・・・・ 増 約241億円

○調査等の進捗に伴う課題等の対応による増・・・・・・・ 増 約603億円

○コスト縮減（発生土処理の見直し）・・・・・・・・・・ 減 約　43億円

阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（上流遊水地群整備）　概略工程



注）上記プロジェクト工程については、今後の調査状況等により変更する可能性もあります。

※今回の事業計画の変更では、遊水地の予算措置上の事業範囲をこれまで住民説明会等で提示してきた実際の事業範囲に整合させるための調整を行いました。
※これによる現地の事業範囲に変更（拡大等）はございません。

② 用地協議進捗ついて

○3つの遊水地整備を実施。（全体面積約350ha、洪水調節容量約1,500万㎥程度）
○令和2年度からこれまで8回の事業説明会を開催。（参加者：延べ2,641人）
○流域の浸水被害軽減に向け、この遊水地では、地権者の皆様から貴重な土地を提供いただいた上で地盤を掘り下げ容量を確保。
○そのため、家屋移転・土地の提供等をいただく皆様を含め、地域の方々のご理解・ご協力により、令和4年10月から用地協議に着手。
○令和15年度の完成を目指し、地権者の皆様と用地協議中。

	面積（ha）	令和7年9月末時点 契約済み 面積（ha）	割合
上流遊水地全体	350	179.43	51.27%
第１遊水地	130	73.15	56.27%
第２遊水地	120	38.12	31.77%
第３遊水地	100	68.16	68.16%

※各遊水地毎の、進捗状況の違いは農地のみ対象となる用地協議を先行して実施していたことによるもの。



注）今後の検討結果等により、変更となる可能性もあります。

③ 代替地（宅地）整備のスケジュールについて

鏡石町（新町地区・成田原町地区）
玉川村（稲荷畷地区）

代替地（宅地）整備の流れ

- 意向調査（1回目）
- 代替地の選定
- 代替地基本設計
- 補償内容提示
- 意向調査（2回目）
- 代替地実施設計
- 代替地用地調査・用地協議
- 代替地造成　令和7年度着手
- 道路等インフラ整備　令和8年度予定
- 代替地造成完了　令和8年度予定

凡例：実施済／実施中／実施予定

- 代替地の確定
- 代替地希望者との調整
- 代替地 区画同意
- 移転補償協議　令和7年度～予定
- 住宅建設　令和8年度～予定
- 移転　令和8年度～予定

玉川村（原作田地区）

代替地（宅地）整備の流れ

- 意向調査（1回目）
- 代替地の選定
- 代替地基本設計
- 補償内容提示
- 意向調査（2回目）
- 個別意向調査
- 代替地実施設計
- 代替地用地調査・用地協議
- 代替地造成　令和7年度着手
- 道路等インフラ整備　令和8年度予定
- 代替地造成完了　令和8年度予定

凡例：実施済／実施中／実施予定

- 代替地の確定
- 代替地希望者との調整
- 代替地 区画同意
- 移転補償協議　令和8年度（後半）～予定
- 住宅建設　令和8年度（後半）～予定
- 移転　令和8年度（後半）～予定

※現時点での予定工程であり、事業進捗により変更となる場合があります。

④ 令和7年度の工事の状況

令和7年9月末時点　施工中箇所
① 鈴川橋　下部工（A1完了・A2施工中）
② 地内掘削（環境省が搬出）
③ 地内掘削（代替地へ搬出）

令和7年度着手工事（予定）
① 鈴川橋　上部工
②～③（新）成竜橋　下部工
④ 第二遊水地　排水門　⑤ 第三遊水地　排水門

凡例：遊水地予定範囲／付替道路等



注）今後の検討結果等により、変更となる可能性もあります。
注）用地の取得状況などにより、工事予定は変更となる可能性があります。

遊水地関連では初の工事として、令和6年11月から支川鈴川の付替えのため新たに必要となる鈴川橋下部工工事に着手。※鈴川橋は、上部工等も含めて令和9年度完成予定です。

鈴川橋下部工工事に伴う町道切替　**令和７年１１月４日（火）から**

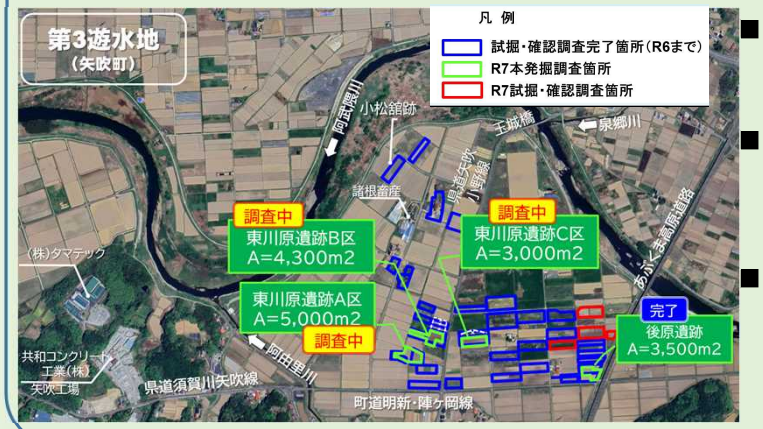


地域の皆様にはご迷惑をおかけしますがご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

⑤ 令和7年度の埋蔵文化財調査の状況



■ 調査箇所
鏡石町諏訪町地区
対象面積約A=2,800m2
■ 調査期間
令和7年4月1日（火）～
令和8年3月31日（火）
の1年間で実施
（協議契約期間）
■ 調査時間
平日の午前8時30分から
午後5時まで



■ 調査箇所
矢吹町東川原地区、
中沖地区、谷中地区
対象面積約A=15,800m2
■ 調査期間
令和7年4月1日（火）～
令和8年3月31日（火）
の1年間で実施
（協議契約期間）
■ 調査時間
平日の午前8時30分から
午後5時まで

⑥ 地内利活用　試験ほ場の状況

- 第2遊水地において、用地買収済み範囲の一部を遊水地計画の掘削高（周辺地盤より2m程度）まで掘り下げ、約42a（21a×2面）の試験ほ場を整備。コシヒカリの作付けを実施しました。









- 作付け後、試験ほ場の減水深調査や稲の生育調査を実施。ほ場の透水性（保水性）も問題なく、稲の生育も順調に推移しました。9月に入り倒伏を確認。
- 令和7年9月25日稲刈り実施、食味分析計による測定結果は「普通」の評価でした。収量は、42aで、約2．5t(約600kg/10a)となり、令和6年の福島県平均（569kg/10a）を上回る結果となりました。









住民説明会実施状況（玉川村）

＜ 開催場所 ＞

① 竜崎集会所　R7.11.4（火）15:00～　参加者23名
　　18:30～　参加者10名
② 就業改善センター　R7.11.5（水）15:30～　参加者14名
　　18:30～　参加者13名
［合計60名］



住民説明会実施状況（玉川村）







⑦住民説明会での主な質疑応答（玉川村）

補償関係 ①

Q. 竜崎集会所の補償時期などがまだ示されていないが、いつ頃提示されるのか。

A. 玉川村と補償方法・補償時期含めて調整中です。詳細を詰めて、具体的な時期を連絡します。

補償関係 ②

Q. 家屋の評価額や解体費用について、物価の上昇分の補償額の見直しは行うのか。

A. 補償の単価は物価上昇を考慮し毎年見直しを行っており、契約時には契約年度の単価を使って補償額を算定しています。

事業計画 ①

Q. 掘削量が約820万m3から約570万m3へと約250万m3減るとのことだが、掘削できない箇所とその面積を具体的に教えてほしい。

A. 計画地における地下水位が当初の想定よりも全体的に高かったことから掘削深を見直しました。掘削できない特定の場所があったわけではなく、第2遊水地では東側（周囲堤側）の地下水位が想定よりも高い傾向があったことから、主に地内東側における掘削の深さに変更が生じることとなりました。

事業計画 ②

Q. **今回、令和15年まで5年延長とのことだが、当初の見通しが甘かったのではないか。**

A. 令和2年1月に策定した当初の計画は、発災から約3ヶ月で緊急的に事業化するため、現地の測量や地下水・地質調査等が未了の中、一定の仮定の下で事業計画を立案せざるを得ませんでした。事業着手後に実施した各種調査や地元自治体・住民との意見交換等を踏まえ、事業メニューを現在の内容としており、国としては1日も早く治水効果を発揮できるよう取り組んでまいります。

事業計画 ③

Q. 遊水地の範囲を見直したとのことだが、これまで説明会等で見ていたのは変更後の図面でよいか。変更後の範囲で、必要とする容量は確保できるのか。

A. これまでの説明会で示してきた事業範囲は変更後のものであり、これからさらに遊水地の範囲が変わるということではありません。また、これまで示してきた範囲の中で必要な容量も確保できると考えております。

事業計画 ④

Q. 事業期間の延長により、用地協議の完了時期が1年延長（R9末→R10末）となるのは納得いかない。地権者の負担も大きいので、用地交渉をスピードアップしてもらいたい。

A. 移転に必要な一連のスケジュール（契約、住宅取得、移転、家屋解体等）を考えると完了まで3年程度かかる方もいると見込まれることから、用地協議の期間を令和10年度までとしております。引き続き、早期の用地協議に努めてまいります。

事業計画 ⑤

Q. 今回、事業費が増額となるが、地内利活用（たとえば遊水地内の水田整備等）をやる場合、それらにかかる費用は今回の事業費増額からさらに増額となるのか。

A. 地内利活用によってさらなる事業費増額にはなりません。

事業計画 ⑥

Q. 遊水地の事業期間が延長したことで、遊水地の計画を見直しする気はないのか。

A. 事業着手後、様々な調整を重ねて現在の計画が出来上がっています。今回の事業期間の延長は、この計画を進めていくために必要な期間を確保するものであり、今から遊水地計画を抜本的に見直すことは考えていません。

耕作 ①

Q. いつまで耕作可能なのか。また、事業が5年延長するが耕作期間も延長可能か。書面で通知してほしい。

A. 契約済みの用地で利用権を設定して営農していた農地については、今後工事が本格化することから、R8年3月末までの耕作としており（阿武隈川ニュース第18号（R7.4月）、国との利用権設定期間が残る方についても今後利用権を解約する手続きを書面で通知する予定です。なお、未契約または契約後も引渡し前の土地については契約年の年度末もしくは用地の引渡が完了するまで耕作可能です。引き渡し時期がR10年度となるのであれば、それまで耕作可能です。
今後、農業をテーマにした意見交換の場を設けたいと考えており、改めてご案内します。

耕作 ②

Q. 利用権設定はR8.3月を期限としているが、今回事業を延長することに伴い、利用権設定の期限延長は考えているのか。また、農地利用に関する意見交換はいつ頃開催してもらえるのか。

A. 利用権設定の期限延長は考えていません。農地利用に関する意見交換の開催については、年内に開催することで考えております。なお、早々に種籾等を注文される方は個別に連絡頂き、早急に対応してまいります。

利活用 ①

Q. 試験ほ場での試験結果は1年毎にデータを提示してもらえるのか。3年後にまとめて提示されるのか。

A. 試験結果は、1年毎に提示します。

内水 ①

Q. 内水対策はどうなっているのか、排水路はないのか（国道118号のJR下横断暗渠付近など）。

A. 第二遊水地では、周囲堤とJR路線との間に排水路を設置し、内水を流入樋門から遊水地内に流入させ、排水門から阿武隈川へ排水する計画となっております。内水への懸念があることは認識しており、洪水を貯留するため流入樋門を閉めた場合にも内水による悪影響がないようにするため現在対応方法等を整理中であり、検討後に改めて説明いたします。

設計 ①

Q. 第三遊水地の越流堤から越流した水が流れる方向に県道矢吹小野線があり、強い水流により道路が崩壊する危険性があるのではないか。貯水容量が減少することもあり、遊水地内に道路をつくること自体反対である。

A. 流速が大きくなる箇所は、道路法面を護岸ブロックで保護する計画にしています。

その他 ①

Q. 遊水地の完成が延びた状況においても周辺の治水安全度が高まるよう、河道掘削や樹木の伐採に取り組んでほしい。

A. 河道における樹木の繁茂や土砂の堆積状況については、巡視等により状況を把握しております。水の流下を阻害しないよう、必要な対策をとってまいります。

その他 ②

Q. 第二遊水地内の試験ほ場西側に杉の木がある所に神社があるが、撤去するのか。

A. 神社の取り扱いについてはこれから関係者と協議となります。

住民説明会実施状況（鏡石町）

＜ 開催場所 ＞　鏡石町成田構造改善センター

① R7.11.6（木）18:30～　参加者28名

② R7.11.7（金）18:30～　参加者　7名

［合計35名］



住民説明会実施状況（鏡石町）







⑦ 住民説明会での主な質疑応答（鏡石町）

補償関係 ①

Q. 移転に伴い、施設（ハウス等）の解体した部材の保存場所がないため、国で保存場所を提供していただけないか。

A. 同様の状況にある方々の把握等を行って、前向きに対応して参ります。

補償関係 ②

Q. 水利組合所有のポンプ場の補償等はどうなるのか。
水害時に補助金の交付を受けてポンプを修理している。

A. ポンプ場の扱いについては、改めて確認して回答します。

補償関係 ③

Q. 地域で共同管理している白山神社の移設等、どうなるのか伺いたい。
代表者がいないため、地域では神社をどうするか決断できないでいる。

A. 白山神社の物件調査は昨年度に行っており、神社の扱いについては、鏡石町と相談しながら地域の方々と早期に決めて行きます。

事業計画 ①

Q. 当初の事業費に対し大幅な増額が見込まれることが早期に判明していたのであれば、我々が要望していた、内水の危険性のある箇所を事業用地内に入れることや、県道の道路線形を改良するといったことに対応できたのではないか。

A. 遊水地の事業範囲の設定等については、過去の浸水実績範囲や地形・標高、排水勾配等を考慮して決定しており、お金があれば何でもできるわけではありません。しかし、これまでのご要望には可能な限り対応しており、今後もそうしていくつもりであることはご理解願います。

代替地 ①

Q. 代替地（成田原町）の県道に現在あるガードレール、縁石、街灯等は将来どうなるのか。代替地完成前に具体的な構造を説明してほしい。

A. 防護柵や縁石および街路灯の設置等について分かりやすい形で情報提供します。

耕作 ①

Q. 用地協議期間がR10年度までとなっているが、耕作もR10年度まで可能か。

A. 出来る限り早期の用地取得を目指しており、全て皆様がR10年度まで耕作可能という主旨ではありません。また、契約済みの用地で利用権を設定して営農していた農地については、今後工事が本格化することから、R8年3月末までの耕作としており（阿武隈川ニュース第18号（R7.4月）、国との利用権設定期間が残る方についても今後利用権を解約する手続きを書面で通知する予定です。なお、未契約または契約後も引渡し前の土地については契約年の年度末もしくは用地の引渡が完了するまで耕作可能です。引き渡し時期がR10年度となるのであれば、それまで耕作可能です。
今後、農業をテーマにした意見交換の場を設けたいと考えており、改めてご案内します。

耕作 ②

Q. 利用権設定による耕作は、令和8年3月以降はできないとのことだが、その時期に合わせてポンプ場も使えなくなるのか。ポンプ使用者の9割が用地契約済みであり、ポンプ場の使用をやめる時は全員一緒にやめる話になっている。来年度は耕作できないのか。

A. 用地未契約の耕作継続のポンプ使用者は、そのままポンプ場を使う状態になると思われます。利用権設定による耕作者は令和8年3月までの耕作でお願いすることで考えています。
また、農業関係のテーマで意見交換会を別途設けたいと考えています。

耕作 ③

Q. 農地関係の意見交換会を早急に開催していただきたい。耕作途中で開催されても困る

A. 種籾等の注文を近々で決めなければならない方々については、個別に訪問して調整したいと考えています。意見交換会の開催については鏡石町とも相談しながら調整して行きます。

設計 ①

Q. 鈴川橋の迂回路のカーブがきつく、路面凍結時は車両が車道を逸脱して法面下に転落する危険性がある。ガードレール等は設置しないのか。

A. （県須賀川土木事務所）迂回路については、道路構造令などの基準に基づき設計しています。現地を確認して、調整・対応を検討します。冬期は除雪や薬剤散布の対応を行います。

設計 ②

Q. 新設の県道須賀川矢吹線には歩道設置の計画があるが、さらに須賀川方面まで歩道設置の延長を以前からずっと要望している。年に1～2回は車両の転落や縁石、ガードレールへの接触等の事故が起きている。草刈りや農作業するのに危ない。

A. （福島県）歩道設置については、ここに限らず多くの箇所で要望を受けおり、この場所については整備の検討まで至っておりません。事故が起きている話を伺ったので、引き続き現地状況を確認しながら検討して行きます。

その他 ①

Q. 契約済みの土地の管理状況はどうなっているか。

A. 除草を行うための工事を発注して対応しています。来年度以降契約済みの土地が増えることも考慮して工事の発注をすることとしており、適切に対応して参ります。

住民説明会実施状況（矢吹町）

＜ 開催場所 ＞　三城目集落センター

① R7.11.10（月）15:00～　参加者13名

② R7.11.10（月）18:30～　参加者9名

［合計22名］



住民説明会実施状況（矢吹町）







⑦ 住民説明会での主な質疑応答（矢吹町）

補償関係 ①

Q. 遊水地内の町有地はいつ頃から買収になる予定か。

A. 下水道や上水道の公共補償調査を昨年度実施済みであり、今年度は道路敷や水路等に関する公共補償調査を実施中です。
補償時期等については、今後の工事のスケジュールも考慮して、町と調整する予定です。

事業計画 ①

Q. 河川整備計画は、温暖化等を考慮して変更するが、これにより遊水地施設（越流堤、排水門等）についても施設規模が変更になるのか。

A. 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトは令和元年東日本台風と同規模の洪水に対し堤防から越水を回避させることを目標としています。
令和元年東日本台風は既に温暖化等の影響を含んだ外力と考えられているため、今回の河川整備計画の変更により、遊水地施設（越流堤、排水門等）の施設規模が変わることはありません。

事業計画 ②

Q. 阿武隈川下流から上流にかけて河道掘削は完了しているのか。

A. 河道掘削については、宮城県内は全て実施済みで、福島県内は約8割が実施済みです。

事業計画 ③

Q. 阿由里川の改修が遅れるのは困る

A. （県）国の設計が固まったことから、現在国施工区間より上流（県施工区間）の設計を行っています。事業に遅れのないよう国と調整して進めて行きます。

耕作 ①

Q. 農地において作付けがいつまでできるのか、用地契約済みの農地における利用権設定による耕作、および水路等の維持管理について。

A. 契約済みの用地で利用権を設定して営農していた農地については、今後工事が本格化することから、R8年3月末までの耕作としており（阿武隈川ニュース第18号（R7.4月）、国との利用権設定期間が残る方についても今後利用権を解約する手続きを書面で通知する予定です。
なお、未契約または契約後も引渡し前の土地については契約年の年度末もしくは用地の引渡が完了するまで耕作可能です。引き渡し時期がR10年度となるのであれば、それまで耕作可能です。
今後、農業をテーマにした意見交換の場を設けたいと考えており、改めてご案内します。

内水 ①

Q. これまで、内水対策や阿由里川の氾濫対策を行うのであれば遊水地事業の受入もやむを得ないと発言してきた。今回、遊水地事業に協力するので、生活道路（片側3車線の道路（既設の改良でも可））の整備をお願いする（ルートは国道4号～矢吹町丸の内工業団地～三城目地区～玉川村のR118）。

A. 遊水地事業によって地域への悪影響がないように内水対策や地内利活用を検討しているところです。道路整備については、できますとは言えませんが、ご意見として伺いました。

その他 ①

Q. あぶくま高原道路下の河道内（指定区間外）の樹木伐採はどうなっているのか。ここ3年ほど繁茂したままになっている。

A. 河道内の樹木の繁茂状況や土砂堆積状況等を常に監視し、適正に管理して参ります。

〈ご案内〉

ご来訪の際は、担当者が不在の場合がございます。
お手数ですが、事前にご一報いただけますようお願い申し上げます。

【阿武隈川上流遊水地群整備のお問い合わせ先】

国土交通省
東北地方整備局　福島河川国道事務所
阿武隈川上流緊急治水対策出張所
住所：福島県須賀川市花岡 34－2－2階
電話：0248-63-9966
用地専用：0248-63-9968
受付時間　平日 8:30～12:00
13:00～17:15

阿武隈川 緊急治水対策プロジェクト　HP

福島河川国道事務所公式［旧Twitter］　SNS